

仕 様 書

1 業務の名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（ひろば型）」業務委託（長期継続）

2 業務の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭と地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や負担感の増大等といった問題が生じている。

子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図り、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行い、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

3 業務の内容

- (1) 「4 履行場所」において、地域子育て支援拠点（つどいの広場）を週5日以上開設し、各区保健福祉センター（子育て支援室等）と連携したうえで、次のア～オを必ず実施し、力を必要に応じて実施すること。

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯に十分配慮して1日5時間以上設定すること。

イ 子育てに関する相談及び援助の実施

子育てに不安や悩みなどをもっている子育て親子に対する相談、援助を実施し、必要に応じて区保健福祉センター（子育て支援室）等と連携を行うこと。

ウ 地域の子育て関連情報の提供

つどいの広場内での情報コーナーの設置やSNSの活用等を行い、子育て親子が必要とする地域の様々な子育て支援に関する情報を広く提供すること。

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。

オ 地域支援の取組みの実施

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等との連携を図るため、つぎに掲げる取組みのいずれかを継続的に実施すること。

(ア) 高齢者、地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組み。

(イ) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣に関する行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組み。

(ウ) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組み。

(エ) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組み。域支援の取組

カ その他

- (ア) 各区が実施する連絡会や情報紙・マップ等の編集会議への参画及び乳幼児健診等での配布作業に協力すること。
 - (イ) 区保健福祉センター（子育て支援室等）及び地域図書館と連携し、ブックスタートを実施すること。ブックスタートの実施に際しては、子の年齢がおおむね3か月から1歳までの親子に対して、絵本の配付と絵本の楽しみ方に関する解説、ボランティアによる読み聞かせ体験などを実施すること。
 - (ウ) 本市が開催する研修会及び会議に出席すること。
- (2) 上記(1)の業務の処理にあたっては、「大阪市地域子育て支援拠点事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「大阪市地域子育て支援拠点事業実施細目」（以下「実施細目」という。）の定めるところに従うものとする。また、提案書に従い円滑に事業実施し、疑義のある場合は委託者と協議の上実施すること。
 - (3) 受託者は、児童福祉法第10条の3に基づく地域子育て相談機関としての位置づけを有する機関であるため、子育てに関する相談支援を行うにあたっては、本市「地域における子育て相談実施要綱」に定める対応を行うこと。
 - (4) 子育て親子の支援に関して意欲がある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。
 - (5) 地域子育て支援拠点事業に適した安全管理・危機管理に関するマニュアルを作成し、徹底した安全管理に努めること。なお、履行場所の実情に応じ、定期的に避難訓練を実施すること。
 - (6) 事業実施にあたり、子育て親子の利用を促進するよう広報紙等の作成や、SNSやWEBなどICTを積極的に活用した広報に努めること。また、新規利用者が気軽に入って行けるように施設周辺の案内や広報紙等を工夫すること。
 - (7) 本業務の実施にあたっては、利用者及び職員等を対象とした傷害保険及び賠償保険に加入すること。
 - (8) 実施要綱および実施細目に定めるところにより、毎月の利用状況を翌月10日までに（令和13年3月分については事業終了後すみやかに）様式4により提出・報告し、年度終了後、事業実施結果を様式5によりすみやかに提出すること。

4 履行場所

契約書記載のとおり

5 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条1項に規定する「主たる部分」とは、次号に掲げるものを行い、受託者はこれを再委託することができない。
 - ア 委託業務における総合企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 仕様書に記載されている上記「業務の内容」(1)の業務
- (2) 受託者はコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は第1号及び第2号に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、

委託者は前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと委託者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託者を選定したときはこの限りではない。

- (5) 受託者は、業務の再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて委託者に提出しなければならない。

6 その他

- (1) 本事業を実施するにあたって、理由なく特定の利用者に偏ることがないように、公正・中立性を確保すること。
- (2) 講習等の実施にあたっては、参加者が特定の利用者に偏らないように配慮するとともに、子育て親子が負担にならないような受付方法、材料費の設定とすること。
- (3) 本事業を実施するにあたっては、事業計画を作成し、その計画に基づき適切に実施すること。事業計画は、子育て親子の孤立化を防ぎ、より多くの子育て親子が利用できるよう、区保健福祉センター子育て支援室等の関係部署との連携を密に行い、地域の現状とニーズを把握したうえで作成すること。
- (4) 業務委託契約書第1条第2項に規定する履行期間の満了による事業の終了に関し、事業実施にかかる施設、設備の撤去等にかかる経費は受託者の負担とする。

（障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施）

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修後は、大阪市地域子育て支援拠点事業実施要綱様式5-3にて本市に報告書を提出すること。